

青木ヶ原樹海メディアツアー実施業務委託
企画提案公募公告

次のとおり企画提案を公募します。

令和5年4月20日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務概要

(1) 業務名

青木ヶ原樹海メディアツアー実施業務委託

(2) 業務目的

雑誌（アウトドア、旅行、科学、自然等）、Web、TV等のメディア関係者を招待し、青木ヶ原樹海の魅力を直に体感し、貴重な自然や本県の取組への理解を深めてもらう体験ツアーを開催することにより、メディアによる発信を促し、樹海の負のイメージを払拭するとともにイメージアップを図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「青木ヶ原樹海メディアツアー実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(4) 契約期間

契約を締結した日から令和6年2月15日まで

(5) 契約金額上限額

3,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

2 企画提案の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てが成されている者（更正手続開始または再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(5) ツアー運営を熟知する等、本委託業務を適切に履行できる者であること。

3 企画提案実施要領等の交付及び質問

- (1) 県ホームページからダウンロードすること。
- (2) 企画提案実施要領及び仕様書に関する質問は、企画提案実施要領を参照の上、電子メールにより行うこと。

メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案書の提出期限

令和5年5月12日（金）午後5時

提出は山梨県の休日を守る条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 審査方法

青木ヶ原樹海メディアツアー実施業務委託に係る企画提案審査会が企画提案の内容について審査する。

6 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨